



子どもがかかりやすい感染症と登園基準について

＜完治証明書・インフルエンザ回復届けを提出後に、保育受け入れとなります。＞

◎治癒（完治）証明書の提出が必要な診断名

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱してから3日間経過していること
水ぼうそう（水痘）	発疹が全てかさぶたになっていること
はしか（麻疹）	熱が下がって3日経過していること
おたふく（流行性耳下腺炎）	耳の下のはれが出て5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
三日はしか（風疹）	発しんが消えていること
百日ぜき	百日ぜき特有の咳が消失していること 又は適正な治療が5日間終了している
プール熱	主症状が消えて2日経過していること
結核	医師が感染の恐れはないと認めている
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること

◎証明書は不要だが、登園のめやすのある診断名

病名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎（ロタ・ノロなど）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになっている
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと

※急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎・0157/026などの腸管出血性大腸菌感染症も完治証明書の提出が必要です。

インフルエンザの出席停止期間について（例）



・発症後5日を経過している事
 ・解熱後3日を経過していること 2点が登園の基準です
 ※インフルエンザは、保護者記載の『インフルエンザ回復届け』を登園時に提出して下さい。

☆記載のない疾患でも医師から登園停止の指示があった場合にはお休みとなります。気になる点はその都度確認下さい。